

匝瑳市議会令和8年3月定例会

提 案 理 由 説 明 書

■ 1 はじめに

匝瑳市議会令和8年3月定例会が開会され、令和8年度当初予算案及び関係諸議案の御審議をお願いするに当たり、改めて2期目就任の御挨拶を申し上げ、あわせて、新年度における市政運営方針の大要と私の所信を申し述べさせていただきます。

去る2月8日に執行されました匝瑳市長選挙におきまして、市民の皆様をはじめ、各方面からの御支援を頂き、2期目の市政をお預かりすることになりました。

2期目の市政運営に臨み、こうして所信を申し述べることができますことは、誠に光栄であるとともに、その責任の重さに身の引き締まる思いであります。

市民の皆様からの期待に応えるため、全力で市政運営にまい進してまいる所存でありますので、議員各位並びに市民の皆様には、これまでに増しての御支援、御協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、私は、令和4年2月の市長就任以降、「今住む人が幸せに暮らし、若者や子どもたちが住み続ける地域づくり」の実現に向け、市民の皆様にお約束した「6つのまちづくりビジョン」と「7つの重点施策」の推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、市民が望む、市民病院の建替整備事業をはじめ、市民の安全を守る、匝瑳市横芝光町消防組合消防庁舎建設事業、銚子連絡道路の延伸効果を活かす、産業用地整備事業、地域課題を解決する脱炭素社会の推進など、匝瑳市の将来を見据えたまちづくりの実現に向けては、まだまだ道半ばであります。

また、何よりも、喫緊の課題である財政健全化については、将来にわたって持続可能な財政運営を目指し、更なる財政基盤の強化に取り組んでいかなければなりません。

今後の市政運営に当たりましては、1期目の4年間を振り返り、これまでの経験を糧として、更に一步踏み込み、果敢に政策を前進させるという決意のもと、挑戦を続けてまいる所存であります。

■ 2 財政状況と予算編成方針

次に、財政状況と予算編成方針について申し上げます。

本市では近年、多額の財政調整基金を取り崩しながらの厳しい予算編成が続いており、令和6年度決算では、財政硬直化の度合いを示す指標である経常収支比率が99.1%になるなど、財政状況も悪化傾向にあります。

根本的な要因としては、本市の財政が歳入に見合った歳出構造になっていないという状況がありますが、近年の人件費や物価高騰などの影響によって、その状況は更に深刻化しています。

このような状況を早期に脱するとともに、将来にわたって持続可能な財政運営を目指し、令和7年度は全庁体制に組織を拡大した「匝瑳市財政健全化推進委員会」において、「令和8年度当初予算編成に向けた事業仕分け」、「令和7年度当初予算の執行抑制」、「歳入確保対策の強化」、「公共施設の統廃合等に向けた検討」の4つの事項について取組を進めてまいりました。

このうち、「令和8年度当初予算編成に向けた事業仕分け」では、事業の廃止や縮小等を決定し、約5,800万円の経費を削減しました。また、「令和7年度当初予算の執行抑制」では、現時点で、約1,900万円の抑制が可能であると見込んでおります。

こうした状況を踏まえ、令和8年度当初予算は、

- 1 骨格予算の編成
- 2 総合計画の着実な推進
- 3 財政健全化に向けた取組の推進

の3つの基本方針に基づき編成いたしました。

この結果、令和8年度の匝瑳市一般会計当初予算案の総額は、令和7年度当初予算と比較して、4億4,300万円（2.7%）増の170億9,400万円、また、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、病院事業会計を合わせた匝瑳市の予算総額は、前年度比2億7,372万5,000円（0.9%）増の298億223万6,000円としたところであります。

なお、一般会計当初予算案は、政策的経費の一部を除いた骨格予算としておりますので申し添えます。

また、令和7年度末の財政調整基金残高は約12億7,700万円を確保できる見

込みでございますが、市民病院や消防庁舎の建替整備、東総地区クリーンセンター一匝
瑳中継施設、産業用地の整備等の大規模事業が控えていることから、これまで以上に
財政運営が厳しくなることが予想されます。

引き続き、財政健全化に全力で取り組んでまいります。

■ 3 施策の概要

次に、市民の皆様にお約束した、私の2期目のマニフェストを申し上げます。

まず、市政運営に当たっては、前回に引き続き、3つの基本姿勢を持って取り
組んでまいります。

1つ目として、「市民との対話による開かれた市政運営、行政の取組を見える
化」することです。

2つ目として、「地域経済の活性化！地域資源をフル活用し、磨きをかけて全
国発信」することです。

3つ目として、「前例を打破しチャレンジする行政へ転換」することです。

次に、市民との協働によるまちづくりを基本に据えた「今住む人が幸せに暮ら
し、若者や子どもたちが住み続ける地域づくり」の実現に向けた、「6つのまち
づくりビジョン」を申し上げます。

はじめに、1つ目のビジョンは、「健康で生きがいを持ち、笑顔があふれるま
ちづくり」であります。具体的には、

- ① 誰もが相互に尊重し支え合う共生社会の実現
- ② 生涯学習とスポーツ振興の推進による健康づくり
- ③ 医師会との連携。保健衛生の推進と市民病院の建替整備

の3項目になります。

このうち、市民が望む、市民病院の建替整備につきましては、昨年12月末に
基本設計が完了いたしました。令和8年度は実施設計を行い、令和9年7月には、
いよいよ建設工事が開始される予定です。高機能かつコスト抑制を意識した病院建

設に向け、引き続き取り組んでまいります。

2つ目のビジョンは、「安心安全に暮らせるまちづくり」であります。具体的には、

- ① 消防署の建設。激甚化する風水害対策など災害に強いまちを築く
- ② 市民の防犯意識を高め犯罪のないまちを目指す
- ③ 通学路を含む交通安全対策の強化

の3項目になります。

3つ目のビジョンは、「いきいきと暮らす子育てと福祉のまちづくり」であります。具体的には、

- ① 子育てに関する相互支援の輪を広げ、産み育てやすい環境を整備
- ② 次代を生き抜く子どもたちへICTや英語教育の充実
- ③ 地域包括ケアシステムの構築といきいきと暮らす生涯活躍のまちへ

の3項目になります。

4つ目のビジョンは、「未来へ夢と希望を持てるまちづくり」であります。具体的には、

- ① 成田空港機能強化・銚子連絡道路延伸による産業用地の整備や雇用の確保
- ② SDGsの推進。脱炭素先行地域の実現と連動した地域課題の解決
- ③ 新たな観光資源の整備。自然や伝統文化・歴史遺産を活かした賑わうまちづくり
- ④ 地域のイメージを高めるシティ・プロモーションの強化

の4項目になります。

このうち、銚子連絡道路の延伸効果を活かす、産業用地整備につきましては、匠瑛IC周辺まちづくり協議会及び事業化検討パートナーと連携し、計画の具体化に向けての検討をしっかりと進め、匠瑛市の未来を拓く産業用地を目指してまいります。

また、脱炭素先行地域の実現では、一般家庭や公共、民間施設への太陽光発電設備、蓄電池の導入を推進するとともに、令和8年度には水田ソーラーシェアリングを導入する計画であり、再生可能エネルギーの地産地消を図り、2050年のカーボンニュ

ートラルに向けて取組を加速してまいります。

5つ目のビジョンは、「農林水産業と商工業の発展を目指すまちづくり」であります。具体的には、

- ① 持続可能な農業基盤と農業所得向上を図り、担い手育成に取り組む
- ② 官民連携など商工支援団体と連携し、商工業者に対する支援の拡充
- ③ 国や県に地域の声を届け、実情に即した支援の要望
- ④ 若者がチャレンジできる・したいと思える環境づくり

の4項目になります。

最後に、6つ目のビジョンは、「持続可能な行財政運営に取り組むまちづくり」であります。具体的には、

- ① 財政健全化の推進と行政のデジタル化やワンストップ窓口の推進
- ② 公共施設の統廃合や機能集約を進め、維持管理コストを抑制
- ③ 協働で解決策を共に考え、持続可能な行政を目指す
- ④ 新たな施策に積極果敢に挑戦する職場づくりと職員の育成

の4項目になります。

以上、まちづくりビジョンの概要とともに、私の所信を申し上げます。

今後もこれらの施策につきましては、匝瑳市総合計画等との整合性を図りながら、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

■ 4 むすびに

結びに、これからも市民の皆様の「声を力に」、職員と力を合わせて、新しいアイデアや柔軟な発想を最大限引き出し、失敗を恐れることなく「挑戦するまち、誇れる未来」へと、これまで蒔いてきた種を一つ一つ形にするとともに、持続可能な行財政運営の確立に向けて、私自身「粉骨砕身」骨身を惜しまず一生懸命に働く決意であります。

議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力、御支援をお願い申し上げます。

報告第 1 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

本件は、市有自動車による交通事故について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度匝瑳市一般会計補正予算
（第 5 号）について）

本案は、令和 8 年 1 月 23 日の衆議院の解散に伴い同年 2 月 8 日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費として、歳入歳出それぞれ 2, 185 万 1, 000 円を増額補正するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、同年 1 月 23 日に専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

この結果、令和 7 年度匝瑳市一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 178 億 6, 512 万 2, 000 円となりました。

議案第 2 号

令和 8 年度匝瑳市一般会計予算について

本案は、令和 8 年度匝瑳市一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 0 億 9 , 4 0 0 万円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第 3 号

令和 8 年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算について

本案は、令和 8 年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 5 億 3, 3 0 0 万円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第4号

令和8年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計予算について

本案は、令和8年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,350万円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第 5 号

令和 8 年度匝瑳市介護保険特別会計予算について

本案は、令和 8 年度匝瑳市介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7, 760 万円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第6号

令和8年度匝瑳市病院事業会計予算について

本案は、令和8年度匝瑳市病院事業会計予算の総額のうち、収益的収入及び支出につきまして、それぞれ31億2,200万円とし、資本的収入及び支出につきまして、収入2億1,255万7,000円、支出2億5,213万6,000円といたしたく提案いたした次第であります。

議案第7号

令和7年度匝瑳市一般会計補正予算（第6号）について

本案は、歳入歳出それぞれ5,630万9,000円を追加し、令和7年度匝瑳市一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ179億2,143万1,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第8号

令和7年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第3号）について

本案は、令和7年度匝瑳市病院事業会計予算のうち、資本的収入及び支出につきまして、収入を4,192万2,000円減額し、収入の総額を4億6,134万6,000円とし、支出を271万2,000円減額し、支出の総額を5億2,945万5,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第9号

匝瑳市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について

本案は、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、匝瑳市まち・ひと・しごと創生推進基金を設置することに関し必要な事項を定めるため提案いたしました次第であります。

議案第10号

匝瑳市職員の給与に関する条例及び匝瑳市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地域手当の支給率について所要の改正をいたしたく提案いたしました次第であります。

議案第 1 1 号

匝瑳市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び匝瑳市病院事業の管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、本市の財政状況等を考慮し、令和 8 年度において常勤特別職職員及び病院事業管理者に支給される給料について、その支給額を削減することといたしたく提案いたした次第であります。

議案第 1 2 号

匝瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、「子ども・子育て支援金制度」が創設されたことに伴い、令和 8 年度以降の国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金課税額に係る規定を整備するため、提案いたしました次第であります。

議案第 13 号

匝瑳市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、令和 8 年度から消防団員の定数を改定いたしたく提案いたした次第であります。

議案第14号

匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、更なる企業誘致を図るため、土地又は建物を含む投資に対する奨励措置を拡充するほか、厳しい財政状況への対応や、より効果的で持続的な施策の実施を目的として、償却資産のみの投資に対する奨励措置を変更するため、所要の改正をいたしたく提案いたしました次第であります。

議案第15号

指定管理者の指定について（匝瑳市豊栄コミュニティセンター）

本案は、匝瑳市豊栄コミュニティセンターの指定管理者として匝瑳市豊栄地区区長会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案いたした次第であります。

議案第16号

指定管理者の指定について（匝瑳市須賀コミュニティセンター）

本案は、匝瑳市須賀コミュニティセンターの指定管理者として匝瑳市須賀地区区長会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案いたした次第であります。

議案第17号

指定管理者の指定について（匝瑳市匝瑳コミュニティセンター）

本案は、匝瑳市匝瑳コミュニティセンターの指定管理者として匝瑳市匝瑳地区区長会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案いたした次第であります。

議案第18号

指定管理者の指定について（匝瑳市豊和コミュニティセンター）

本案は、匝瑳市豊和コミュニティセンターの指定管理者として匝瑳市豊和地区区長会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案いたした次第であります。

議案第 19 号

指定管理者の指定について（匝瑳市吉田コミュニティセンター）

本案は、匝瑳市吉田コミュニティセンターの指定管理者として匝瑳市吉田地区区長会を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案いたした次第であります。

議案第 20 号

指定管理者の指定について（匝瑳市飯高コミュニティセンター）

本案は、匝瑳市飯高コミュニティセンターの指定管理者として匝瑳市飯高地区区長会を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案いたした次第であります。

議案第 2 1 号

指定管理者の指定について（匝瑳市共興コミュニティセンター）

本案は、匝瑳市共興コミュニティセンターの指定管理者として匝瑳市共興地区区長会を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案いたした次第であります。

議案第 22 号

指定管理者の指定について（匝瑳市平和コミュニティセンター）

本案は、匝瑳市平和コミュニティセンターの指定管理者として匝瑳市平和地区区長会を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案いたした次第であります。

議案第 23 号

指定管理者の指定について（匝瑳市椿海コミュニティセンター）

本案は、匝瑳市椿海コミュニティセンターの指定管理者として匝瑳市椿海地区区長会を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案いたした次第であります。

議案第 24 号

匠瑳市過疎地域持続的発展計画の変更（事業内容の追加）について

本案は、匠瑳市過疎地域持続的発展計画に定める事業内容を追加することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項の規定により議会の議決を求めるため、提案いたしました次第であります。

議案第 25 号

匝瑳市過疎地域持続的発展計画の変更（計画期間等の変更）について

本案は、匝瑳市過疎地域持続的発展計画の計画期間等を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項の規定により議会の議決を求めるため、提案いたしました次第であります。

議案第 26 号

新市建設計画の変更について

本案は、新市建設計画を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律附則第 2 条第 2 項の規定によりなお効力を有することとされる同法第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第 27 号

市道路線の廃止について

本案は、市道 12189 号線の認定延長修正に伴う起点変更のため、市道路線の廃止をいたしたく提案いたしました次第であります。

議案第 28 号

市道路線の認定について

本案は、市道 12189 号線の認定延長修正に伴う起点変更のため、市道路線の認定をいたしたく提案いたしました次第であります。